

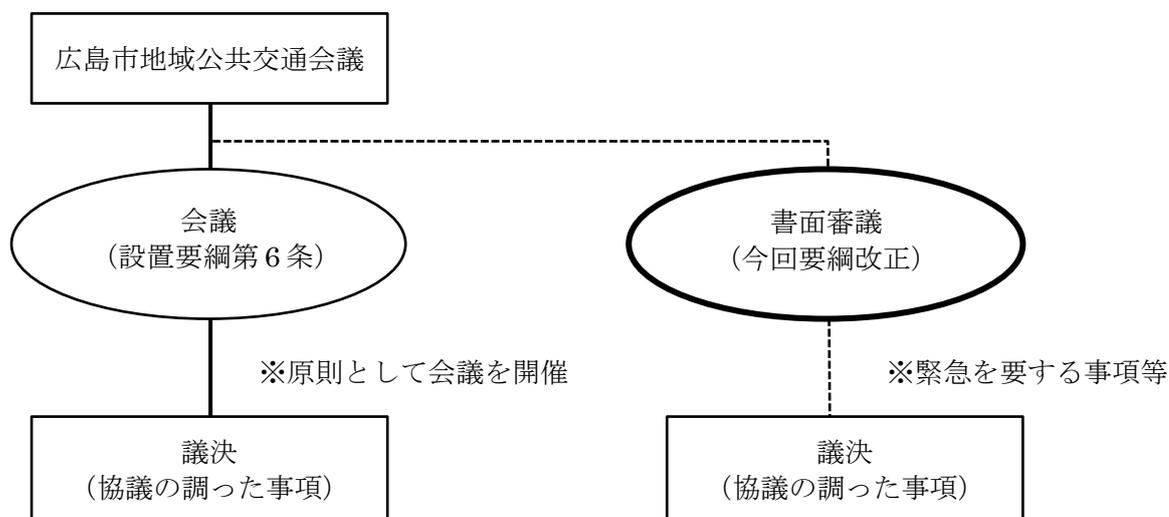
第3号議案 広島市地域公共交通会議設置要綱の改正について

○ 趣旨

広島市地域公共交通会議については、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的とし、平成22年7月に設置された。設置以降、おおむね年に1~2回の頻度で開催され、広島市内の公共交通について様々な議論がなされてきた。一方で、緊急の決定を要する場合または会議の議題が軽微である場合等においては、会議の招集が実質的に困難であり、運営上の課題となっている。このため、広島市地域公共交通会議設置要綱を改正し、書面による意見の聴取及び議決に関する項目を追加するもの。

○ 書面審議の位置づけ

議題が緊急を要するもの等については、会議を開催するのではなく書面によって委員の賛否を確認し、これをもって地域公共交通会議の議決に代えるもの。



○ 書面審議開催の成立要件、議決要件等

会議開催時の要件に準ずるものとする。

成立要件 委員の過半数からの書面による回答をもって成立

議決要件 書面により回答した委員全員の賛成をもって決する

(ただし、全員の賛成が困難と会長が認めた場合は、この限りではない)

○ **書面審議開催の基準**

- ・ 緊急を要するもの
- ・ 会計その他交通会議の運営に関するもの
- ・ その他会長が軽易と認めるもの

※ 設置要綱第5条第3項において、「監事は、会計監査の結果を交通会議の会議において報告しなければならない」と定めていることから、今回改正と整合性をとるため、下線部を削除する。

○ **適用時期（案）**

今回会議の議決後、速やかに適用するもの。